

●香川県広域水道企業団告示第4号

平成30年香川県広域水道企業団告示第14号（水道料金等の徴収事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和2年2月28日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
2 受託者の名称等					2 受託者の名称等				
委託事務の範囲	主な徴収事務の取扱い場所	受託者の名称	受託者の所在地	委託期間	委託事務の範囲	主な徴収事務の取扱い場所	受託者の名称	受託者の所在地	委託期間
略					略				
丸亀事務所に係る水道料金等及び丸亀市から香川県広域水道企業団が受託した下水道使用料等の徴収事務	丸亀事務所窓口	第一環境株式会社 中・四国支店	岡山県岡山市北区 下石井二丁目3-8	平成29年4月1日から令和2年3月31日まで	丸亀事務所に係る水道料金等及び丸亀市から香川県広域水道企業団が受託した下水道使用料等の徴収事務	丸亀事務所窓口	第一環境株式会社 中・四国支店	岡山県岡山市北区 下石井二丁目3-8	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
略					略				